

高齢者虐待防止のための指針

1. 目的

本指針は、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」等の趣旨を踏まえ、利用者の尊厳を保持し、虐待の未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対応および再発防止を組織的に推進することを目的とする。

2. 虐待防止に関する基本的な考え方

当事業所は、利用者一人ひとりの人権と尊厳を尊重し、虐待および不適切なケアを一切容認しない。

虐待または虐待が疑われる事案を把握した場合は、利用者の生命および身体の安全確保を最優先とし、速やかに必要な対応を行うとともに、市町村その他の関係機関と連携して対応する。

また、虐待を未然に防止するため、職員教育、相談・報告体制の整備、職場環境の改善等に継続して取り組む。

3. 高齢者虐待の種類

高齢者虐待には、主に次のものがある。

① 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること。必要性のない身体拘束等も含まれる。

② 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

必要な食事や水分を与えない、必要な医療・介護を受けさせない、長時間放置する、著しく不衛生な環境で生活させるなど、養護を著しく怠ること。

③ 心理的虐待

怒鳴る、脅す、侮辱する、無視する、子ども扱いするなど、高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

④ 性的虐待

本人の同意のない性的な行為や接触、わいせつな行為を行うこと、または行わせること。

⑤ 経済的虐待

本人の財産や金銭を不当に使用する、本人による金銭の使用を不当に制限する、年金や預貯金等を本人の意思に反して使用・処分することなど。

4. 虐待防止検討委員会の設置

当事業所は、虐待の発生防止および早期発見、再発防止等について組織的に取り組むため、虐待防止検討委員会を設置する。

委員会は、管理者、虐待防止担当者およびその他必要な職員等で構成する。

委員会は定期的開催するとともに、虐待または虐待が疑われる事案が発生した場合等、必要に応じて随時開催する。

委員会では、虐待防止のための指針およびマニュアルの整備・見直し、職員研修、相談・報告体制、虐待発生時の対応、原因分析、再発防止策およびその評価等について検討する。

検討した内容については、職員へ周知する。

5. 虐待防止のための職員研修

職員が高齢者虐待防止および権利擁護について正しい知識を持ち、適切な対応ができるよう、虐待防止に関する研修を定期的実施する。

研修は年1回以上実施するとともに、新規採用時にも実施する。

研修の実施日、内容および参加者等について記録し、適切に保存する。

6. 虐待または虐待が疑われる事案が発生した場合の対応

職員が虐待または虐待が疑われる状況を発見した場合は、虐待の事実が明確であるかどうかにかかわらず、利用者の安全確保を最優先とする。

そのうえで、速やかに管理者または虐待防止担当者へ報告する。

事業所は必要な情報を整理し、関係法令に基づき、市町村等へ速やかに相談・通報するとともに、必要に応じて主治医、介護支援専門員、地域包括支援センターその他の関係機関と連携する。

生命または身体に重大な危険が生じているなど緊急性が高い場合は、救急要請や警察への連絡等を含め、利用者の安全確保に必要な対応を行う。

7. 虐待等に関する相談・報告体制

職員は、虐待の事実が明確でない場合であっても、「虐待かもしれない」「不適切なケアではないか」と感じた場合には、一人で判断したり抱え込んだりせず、速やかに管理者または虐待防止担当者へ相談・報告する。

相談・報告を受けた者は、必要な事実確認を行い、対応内容および経過を適切に記録する。

職員が虐待等について相談・通報を行ったことを理由として、不利益な取り扱いを行わない。

8. 成年後見制度等の利用支援

利用者の判断能力が不十分であり、財産管理や契約等について権利擁護のための支援が必要と考えられる場合は、本人および家族等の意向を尊重しながら、市町村、地域包括支援センター等の関係機関と連携する。

必要に応じて、成年後見制度等の利用について情報提供および支援を行う。

9. 虐待等に関する苦情への対応

虐待または不適切なケアに関する相談・苦情を受けた場合は、事業所の苦情対応体制に基づき、迅速かつ誠実に対応する。

必要に応じて市町村その他の関係機関と連携し、事実確認、改善および再発防止に取り組む。

10. 再発防止

虐待または不適切なケアが発生した場合は、個人の責任追及だけで終わらせることなく、発生した背景や原因について組織的に検討する。

人員体制、業務内容、職員間の情報共有、教育体制、職員の負担等についても確認し、具体的な再発防止策を講じる。

再発防止策の実施後は、その効果について虐待防止検討委員会等で評価し、必要に応じて改善する。

11. 本指針の閲覧および公表

本指針は、利用者および家族等がいつでも閲覧できるよう事業所内に備え付けるとともに、ホームページ等に掲載し公表する。

12. その他虐待防止の推進に必要な事項

当事業所は、虐待防止担当者を定め、虐待防止検討委員会の開催、職員研修、相談・報告体制の整備その他必要な措置を継続的に実施する。

関係法令や通知等の改正、事業所の運営状況等に応じて、本指針を適宜見直すものとする。

事業所名：あるふぁ訪問看護ST

制定日：令和6年4月1日